

安全報告書

令和2年度



2021年8月



Manyosen

万葉線株式会社

1. はじめに

この安全報告書は、鉄道事業法及び軌道法第26条において準用する鉄道事業法第19条の4に基づき、当社の輸送安全確保における前年度の実績や本年度の実施計画により作成、公表することによって、輸送安全に対する考えを利用者の方々に知って頂くものであります。

2. ご利用のお客様、地域の皆様へ

弊社の鉄軌道事業運営に対して、日頃のご利用、ご支援、ご協力賜っておりますことに深く感謝申し上げますとともに、安全安心を最重点にハード・ソフト両面から社員一同取り組んでまいります。

地域鉄道を取り巻く環境は、少子高齢化やモータリゼーションの進展などに伴って厳しい状況が続いていることに加え、新型コロナによる輸送人員、運輸収入への大きな影響を受けています。

今冬は大雪の影響による運休が生じましたが、全社をあげての除雪作業や積雪・凍結防止の対策を講じ、利用される方の足の確保に努めました。

施設設備等の整備面では、国・県・市の補助事業等を活用して、鉄軌道の重軌条化、庄川・内川橋梁の補修、線路改修などのほか、新型コロナ対策として全車両の車内抗菌化を実施しました。

令和3年度は、新型コロナによる影響が1年以上にわたり続いている中、年度前半までは、依然として厳しい経営状況が続くと考えています。

一方、国内における新型コロナのワクチン接種が進むことにより、徐々に個人消費や生産活動が持ち直すと見込まれるため、県内各都市においては、北陸新幹線を活かした観光客や移住者の取り込み、企業立地の推進など各種施策への取り組みが進められ、地域経済の活性化や交流人口の拡大等が期待されます。

地域交通の重要な役割を担う万葉線におきましては、国、富山県、高岡・射水両市、各種団体等のご支援とご協力をいただきながら、沿線の皆様との連携のもと、「より安全・安心・安定した良質の輸送サービスの提供」を基本に、「運輸収入の確保と業務の効率化」に一層努め、「年間100万人以上の輸送人員」を目指してまいります。

代表取締役社長 中村 正治

3. 輸送の安全確保に関する基本方針

輸送の安全確保を最優先させるため、社長をはじめ全社員の安全に係わる行動の規範として「綱領」に定め、常に意識し実践していきます。

綱領

- ① 安全の確保は輸送の生命である。
 - ② 規程の遵守は安全の基礎である。
 - ③ 執務の厳正は安全の要件である。
- ・人命救助を最優先に行動し、最も安全適切な処置をとる。(危険＝停止)
 - ・連絡、報告、打ち合わせを綿密に行い、情報を共有し透明性を確保する
 - ・常に問題意識を持ち、訓練と自己研鑽に励む。

4. 近年発生した重大事故の対策について

4-1 【平成30年7月21日中新湊駅構内で発生した車両脱線事故】

実施している対策

- (1) 曲線半径200m以上の曲線箇所に対し、摩擦力を低下させるため適宜塗油作業を行っております。
- (2) 夏期には、散水装置を活用しレール温度の管理をし、合わせて継目箇所の確認を行い、遊間を管理しております。
- (3) 脱線防止ガード設置箇所については、レールの摩耗量を測定し摩耗が進行した場合には、外軌レールの交換と合わせて摩耗防止レールを設置致します。
- (4) 摩耗防止レール設置箇所は、摩耗防止レールの摩耗量を継続して監視し、摩耗量が普通レールの交換基準値になった場合には交換を行います。
- (5) 併用軌道区間の曲線においては、内軌側のフランジウエイ幅の管理を行い、広くなる前にアスファルト補修を行います。

4-2 【平成31年1月30日新吉久停留場付近で発生した車両脱線事故】

実施している対策

- (1) 計画的に進めている重軌条化工事と合わせて道床交換工事を行う際は、PCまくら木化により軌間保持機能を確保する。尚、暫定措置として計画的にゲージタイを設置致します。
軌道区間については、アスファルト舗装の改修時にレール締結状態を確認するとともに、犬くぎの増し打ち及びウッドストラットを設置致します。

- (2) 定期検査のほか徒歩巡視及び曲線区間のレール塗油時に軌間の測定を行い、軌間変位の管理の強化をしております。
- (3) 軌間変位が生じた際、レールにアスファルトが押され隙間が生じることを利用し、動的な軌間拡大の把握方法を新たに行うため、レール側面部のアスファルト舗装の隙間の管理を実施しております。
- (4) アスファルト舗装の隙間の増加及び前回の軌間計測値との比較を行い、基準値内であっても急激に軌間が大きくなった個所においては、アスファルトを掘削し犬くぎの支持状況を直接確認致します。なお、レール交換を実施する際は、併せてガードレールを設置致します。

5. 令和2年度の事故発生状況

重大事故 - - - 0件

インシデント - - 1件

令和2年4月6日に急患医療センター前交換場所において、信号を冒進するインシデントが発生いたしました。

再発防止対策として作業マニュアルを定め、教育訓練を継続的に実施し周知・徹底を行ってまいります。

自動車との接触事故は7件発生し、内1件は道路障害事故でした。弊社では、『譲る気持ちと待つゆとりある運転』を実践し接触事故の減少に努めてまいりましたが、昨年度より接触事故が3件増加しました。尚、軽微な接触が多く道路障害事故としては、2件減少しました。沿線の皆様には、交差点付近及び右折などで軌道敷内に進入する際は後方確認を行い軌道敷外で電車が通過するのを待って右折及び横断を開始するようにお願いします。

輸送障害事故は11件発生し、昨年度より5件増加しました。内4件は車両故障によるもので、点検整備を強化し、再発防止に努めてまいります。大雪の際には運休期間が長くなりお客様に大変ご迷惑をお掛けして申し訳ございませんでした。今後は道路管理者との連携を強化し、運休期間の短縮に努めてまいります。

※インシデント - - - 事故が発生する恐れのある事象

※道路障害事故 - - - 踏切道以外の道路で車両が道路を通行する車両等と衝突し、又は接触し人の死傷を生じるおそれのある程度以上の衝撃を伴った衝突又は接触した事故

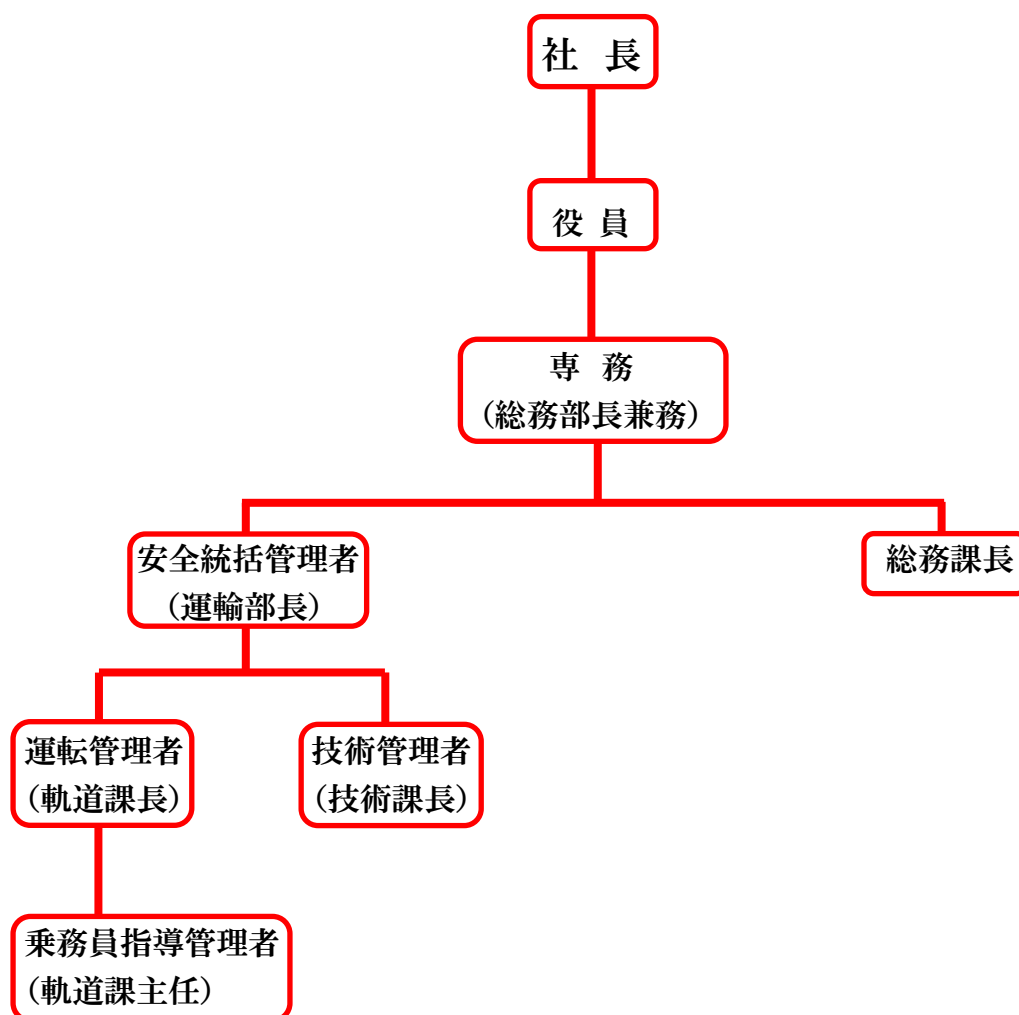
※輸送障害事故 - - - 気象の影響等により車両の運転を休止したものの又は、30分以上の遅延を生じたもの

6. 安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し運用しています。この組織の中で、安全統括管理者、運転管理者、乗務員指導管理者、技術管理者がそれぞれの責任を明確にして、現場実態を的確に把握し、傷害事故・運転事故の絶滅に取り組めます。

安全管理体制

社長をトップとする安全管理体制を構築し、各責任を明確にして、現場実態を的確に把握し、傷害事故、運転事故の絶滅に取り組むこととする。



役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
専務 (総務部長兼務)	輸送の安全確保に必要な設備投資、財務、要員に関する事項を統括管理する。
運 輸 部 長 (安全統括管理者)	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。
軌 道 課 長 (運転管理者)	安全統括管理者の指導の下、電車の運行、運転士の資質の保持、その他運転に関する業務を統括管理する。
軌 道 課 主 任 (乗務員指導管理者)	運転管理者の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
技 術 課 長 (技術管理者)	安全統括管理者の指導の下、施設、電気、車両に関する事項を統括管理する。
総 務 課 長	輸送の安全確保に必要な設備、財務、要員に関する事項を管理する。

7. 安全対策の実施状況

(1) 施設

- ・線路設備 重軌条化工事（中新湊～東新湊間）、枕木交換、ゲージタイ設置
- ・保安通信設備 列車無線設備更新
- ・信号保安設備 回路制御器の更新（六渡寺）、高岡駅連動装置更新
- ・電路設備 碍子交換、内川橋梁鉄塔塗装
- ・車両検査 電源装置・冷房装置設置（7075号）、全般検査重要部検査、低床車両の車輪交換
- ・橋梁補修工事 庄川橋梁、内川橋梁
- ・車内抗菌化工事 全車両
- ・その他 軌道区間のアスファルト補修

(2) 教育訓練及び社内での取り組み

- 4月 踏切安全指導（中止）
春の全国交通安全運動
- 5月 安全輸送サービス向上旬間（中止）
- 7月 車両内抗菌加工（新型コロナウイルス対策）
夏の交通安全県民運動
事故防止会議（机上教習）
- 8月 安全輸送サービス向上旬間（9月に延期）
- 9月 秋の全国交通安全運動
運転管理者・鉄道保安連絡会議（書面会議）
全国路面軌道連絡協議会（土木部会研修）（書面会議）
- 10月 全国路面軌道連絡協議会（車両部会研修）（書面会議）
- 11月 地震発生に伴う列車の津波避難誘導訓練
内部監査研修会
- 12月 年末年始輸送安全総点検
- 令和3年1月 事故防止会議（机上教習）
公共交通機関テロ初動対処訓練（見学）（中止）
鉄軌道津波防災連絡会議（研修）

令和3年度の実施計画

(1) 令和3年度の安全目標

- ・重大事故、人身事故ゼロ
- ・接触事故、輸送障害事故の抑制

(2) 令和3年度の施設整備計画

- ・線路設備 重軌条化工事（レール交換、PC枕木化、海王丸駅～中新湊駅間）
不良枕木交換（中伏木～吉久間）
ゲージタイ設置（六渡寺駅～中伏木駅間）
- ・信号保安設備 踏切制御装置の更新（越ノ瀧）、高岡駅連動装置の更新
- ・電路設備 碍子の交換、電柱の更新（東新湊～新町口間）
- ・車両検査 全般検査、重要部検査、台車検査、低床車両の車輪交換
車両の電源改良及び冷房化（7074号）
- ・その他 アスファルト補修、摩耗レール交換

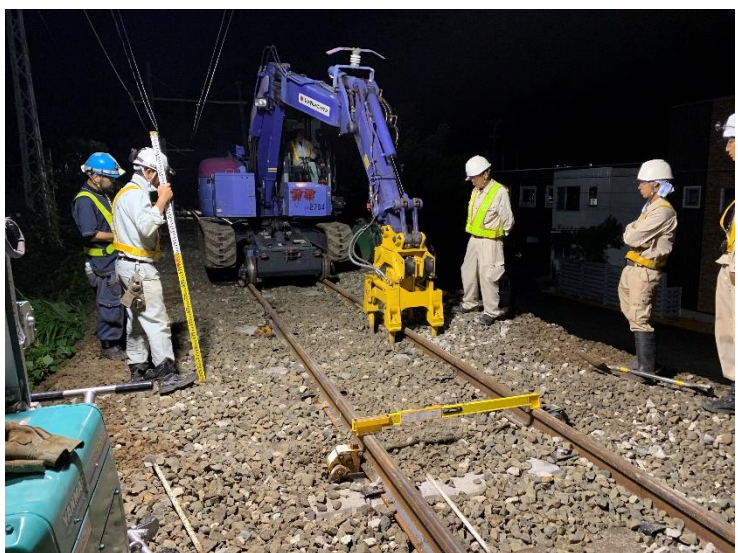
(3) 令和3年度の教育訓練及び社内での取り組み

- 4月 踏切安全指導（西新湊構内踏切）
春の全国交通安全運動期間中 交通安全指導（片原町停留場）
- 5月 安全輸送サービス向上旬間
- 7月 夏の交通安全県民運動
右折車両への交通安全啓蒙活動（8号線下交差点）
事故防止会議（実地教習）
- 8月 安全輸送サービス向上旬間
- 9月 秋の全国交通安全運動
高齢者の踏切安全指導
運転関係従事員適性検査講習会
全国路面軌道連絡協議会（電気、土木部会研修）
- 10月 全国路面軌道連絡協議会（運転、車両部会研修）
運転管理者・鉄道保安連絡会議
- 11月 地震発生に伴う列車の津波避難誘導訓練
事故防止会議（机上教習）
- 12月 年末年始輸送安全総点検
除雪対策会議
- 令和4年3月 事故防止会議（机上教習）

車内抗菌作業



重軌条化工事



教育訓練



8. 沿線の皆様へお願い

※「道路交通法第21条及び第31条をお守りください。」

- (1) お車を運転される方は、事故防止のため軌道敷内に入る際は、後方から電車が接近していないか必ずご確認ください。また、接近してきた場合には速やかに軌道敷外に出る等、電車の運行に支障を及ぼさないようにお願いします。電車は急に止まれません。
- (2) 電車が停留場に停車している場合、お客様が乗降されます。付近を通過する時は、一旦停止又は徐行運転をお願いします。
- (3) 線路内に入ることや無理な踏切横断は、大変危険です。踏切は、手前で一旦停止し、踏切内の安全を確かめ通行いただくよう御協力下さい。

ドライバーの皆様へ
万葉線からのお願い

事故防止のため軌道敷内に入る際には必ず後方から来る電車の確認をお願いします。

ダメ! 路面電車の通行を妨げてはいけません。

ダメ! 軌道敷内を通行してはいけません。

OK

交通ルールとマナーを守ろう!

お願いします 電車は急に止まれません!!

道路交通法 第21条・第31条

1. 軌道敷内を通行してはならない。(危険防止のためやむを得ない場合を除き)
2. 路面電車の通行を妨げてはならない。
3. 後方から路面電車が接近して来たときは、速やかに軌道敷外へ出るか、路面電車から必要な距離を保たなければならない。
4. 路面電車に追いついたときは、乗客が乗降を終わり、若しくは乗客が横断し終わるまで後方で停車しなければならない。

◆万葉線株式会社 ◆万葉線対策協議会 ◆高岡警察署

交通ルールの遵守と 正しい交通マナーを実践して 交通事故防止に努めよう!!

路面電車に関する 交通ルールと 正しい交通マナー



1. 右折・Uターン・追い越し等で軌道敷内へ進入する時は、後方からの電車の確認と、充分な距離(電車は急に止まれません)があるか、安全を必ず確認してください。
2. 電車が接近している時は、電車が通過するまで白線の外側でお待ちください。
3. 電車乗降のお客様が道路を横断される際には、一旦停止でお客様の安全確保に、ご協力をお願い致します。